

産業建設常任委員会会議録（平成22年9月3日開催）

- 1 日 時 平成22年9月3日（金） 10時～11時55分
2 場 所 滝沢村役場 4階 第3委員会室
3 出席者 委員長 長内信平 副委員長 熊谷初男
委 員 桜井博義 日向清一 佐藤美喜子 佐々木 剛 武田俊和
上下水道部長 及川 安 水道整備課長 阿部一彦 主任主査 近藤 整
事務局 次長 高橋 永

4 審査内容 （10時から11時15分）

議案第11号

「滝沢村水道水源保護条例を制定することについて」

・当局による趣旨説明

長内委員長 只今の出席委員は7名です。定足数に達しているので会議は成立します。
これより本委員会に付託されました議案第11号「滝沢村水道水源保護条例を制定することについて」当局より説明をお願いいたします。

及川部長 岩手山麓の清らかな水（地下水・湧水・河川水）を守り、永続的に安全・良質な地下水及び表流水を取水するため、地下水汚染防止に係る保護はもとより、可能な限り地下水涵養保全及び表流水の流域の環境保全を図っていくことは共通の願いであり、よって「滝沢村環境基本計画」の中の「環境権と予防の原則に立ち、住民の命と健康を守るまち」及び「岩手山麓に生きる滝沢村」を実現するための施策の方向として、水道水源に特化した環境保全の現実化を目指すための理念や基本方針を定める「滝沢村水道水源保全計画」を策定した、その施策の展開を図るために水道水源保護条例を制定しようとするものです。

阿部課長 県内市町村水道水源保護条例の制定状況は、宮古市・山田町・盛岡市・紫波町・一関市が制定している。表流水と地下水を併用している宮古市を参考とした。

（地下水の採取許可等）第9条・地下水の採取許可等は村長の許可を受けなければならない。（許可の基準等）第10条2項・基準を変更しようとするときは、滝沢村水道水源保護審議会の意見を聴かななければならない。（立入調査）第23条・指定する職員に対象施設の設置場所若しくは事業所に立ち入らせ、対象施設その他物件を調査させることができる。（公表）第25条・規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、滝沢村水道水源保護審議会の意見を聴いて、規則で定める方法によりその旨を公表することができる。（審議会）第26条・この条例の規定による事項その他水道水源の保護に関する事項を調査審議させるため、村長の諮問機関として滝沢村水道水源保護審議会を置く。（助成等の措置）第31条・村は、涵養林の取得等の施策を推進するとともに、水道水源の保護に資するために必要があると認めるときは、助成その他の必要な措置を講ずるよう務めるものとする。などの条項を定めた。あと、この条例だけでは強制力がないために、現在村の主要水源である姥屋敷水源につきましては、水源周辺山林等を転売等されないように村で取得することを考えております。対象区域は50ha位ありますが、その中で小岩井農牧など転売の恐れのない所もあります。地権者の数は20から30名おりますが健全に森林が保全されることが確認できれば、強制的に買うことはありません。そのほかに合併処理浄化槽の補助は下水道課で補助しておりますが、その高度化に関して差額分の2分の1を水道側から補助する策も考え

ております。そのことで合併処理浄化槽による河川の汚染を防止する施策も考えております。また、ボランティア活動による森林の育成や維持管理、植樹等水源保全に関係あるものにつきましてはバックアップするための助成も考えております。

【質疑】

長内委員長 質疑を受ける前に若干確認します。第35条・この条例の実施に関し必要な事項は、別に規則で定める。となっているが、規則を公表出来るものになっているのか。

阿部課長 滝沢村水道水源保護条例施行規則については、11月中旬に開催予定の水道水源保護審議会で最終決定を得ての公表となるので、現在は事務局（案）であり公表は出来ません。

長内委員長 区域等の指定は村長が定めとなっているが、今回は説明が無いが。

及川部長 8月3日の全員協議会で説明しました指定区域の図面につきましては、事務局の参考資料でありまして水道水源保護審議会の意見を聴いてから村長が定めます。

長内委員長 決定すれば再度説明等がありますね。

及川部長 指定区域が決まれば告示しますので、何らかの形で公表しなければなりません。確定しましたらお知らせします。

桜井委員 保護条例は県下で5市町村とのことであるが、滝沢村は地下水が中心であり表流水と違い条例の必要性や緊急性はどんなものか。

及川部長 滝沢村は地下水が給水量の80%を占めている。現在危機的な状況にはありませんが、ただ地下水の場合は一回汚染となると川の場合は流せばよいが、地下水の場合は土壤に何らかの物質があれば何百年と続きますし、現れるのに1年後から10年後20年後になるので予防的な意味がある。現時点では何も無いが予防的な意味がある。村でアンケートやニーズを見ますと地下水が80%であるが100%に出来ないのかとの声が沢山あります。何かあっては行けないので水道水源保護条例を一日も速く制定いたしたく、今回条例を提出したものであります。

桜井委員 表流水も地下水も性質的に素を正せば変わらないと思うが。これから開発するに当たり制約が厳しくなっていくと思うが。環境条例との接点は。

及川部長 川の水と地下水は変わらないとお話でしたが、川の水は一度大気に触れているが現在滝沢で飲んでいる水は5から6年前の水であると思うし大気に触れていない水であり消毒が必要ない水である。だが、汚染された時は遅い。柳沢の低区の上水道は3年後には廃止予定である。滝沢の上水道だけになるが廃止はするなど水道事業経営審議会委員には言われている。100%地下水には出来ない。上位計画は環境基本計画である。

日向委員 審議会の関係ですが、当分の間、滝沢村水道水源保護審議会の委員を滝沢村水道事業経営審議会委員が兼ねるものとするところがあるが、11月開催の水道水源保護審議会に人選の時間が無くて当分の間となるのかの訳は。

及川部長 時間的な面は若干ありますが、経営的な要素が入っているので今までの委員で現時点では問題ないと考える。新たな人選よりは今までのノウハウを活かしていただきたい。

日向委員 浄化槽による配水により河川が汚染されるやの話があつたが、高度化に助成するとの話の訳を説明願いたい。

阿部課長 現在の合併浄化槽がBODが20ppmを10まで下げる高度化の合併浄化槽を設置する場合に村補助の差額分の二部の一を水道の財源から補助しようとするものであります。より川の水質を良くしようとするものであります。

及川部長 現在村で補助している浄化槽は20ppmであり個別浄化槽を更に10ppmまで下げる二次三次処理する性能の高いものにする分を補助し、もつときれいな川にしようとするものであります。

日向委員 処理に対する別装置をつける為の補助か。それとも高度化の合併浄化槽購入者への補助か。

近藤主任主査 本体に更にアタッチメントを付けることになるが、補助は高度化の合併浄化槽購入者が対処になる。

及川部長 厚生省認定品である。

熊谷副委員長 大湧口水源を見学した時に岩手山に降った雨で300年前の水であるとの話を聞いた事があるが、地下水の土壤保護が大切で50ヘクタールの土地の土壤保護施策は。

及川部長 アンケートで水源保護であれば、多少料金が上がっても保護してほしいが6割以上であった。村でも条例が決まれば区域の地域の方にも保護お願いする。盛岡市でも山を持っているが管理の問題がある。山活用や山管理をどうするか森林ボランティアなども相談しながら進めたい。

武田委員 最初に村が地下水を利用しての事業は、昭和何年でしたか。

阿部課長 創設の時点では川であったが、第一次拡張の菓子・川前地区の時に柳沢高区上水道を昭和55年事業開始で供用開始が昭和57年であつた。

武田委員 水道水源保護条例制定が遅かつたのではと感じる。環境変化が著しい現状にあるからである。特定事業の飲食業の範囲はないのか。

阿部課長 飲食業は施行規定で細かく謳おうと思っている。大量の配水が見込まれる飲食店を指します。

武田委員 上位法がある訳ですね。

阿部課長 水質汚濁防止法がある。

佐々木委員 冒頭の説明で県内5市町村との説明であつたが、他に制定の情報を掴んでいないか。

阿部課長 情報掴んでおりません。

及川部長 どちらかと言うと国の方で、条例制定に動いているようだ。

佐々木委員 国で先導する流れのようだが、速く制定した先進的な市はどこか。

阿部課長 宮古市は化学工場などが多くあり、危険性を秘めておつたと思います。盛岡市は要望により条例制定した。一関・紫波は砂利採集業があり条例制定した。

武田委員 第4条・第5条での村民の水道水源の保護に関する施策に協力しなければならぬとあるが具体的に何を指しますか。

及川部長 浄化槽を積極的に付けることや配水に注意を払うことが挙げられる。

武田委員 条例の条文に入れなければならないのか。

及川部長 村の責務として住民も一緒に努力しましょうとなる。

武田委員 他市町村にもあるのか。

及川部長 有ります。

佐藤委員 審議会委員で日向委員が聞きました。当分の間が何時までなのか。

- 及川部長 当分は、水道事業経営審議会委員とは別ですのでメンバーについては当分の間との表現となりました。
- 長内委員長 第2条8項水質指針値で物質の種類又は水の汚染状態を示す項目ごとに規則で定めるものとなっているが、具体的に明記出来ないのか。
- 阿部課長 96項目である。施行規則に明記します。審議会で意見をいただくことになる。環境基準と水道法による水質基準で10倍緩くしている。
- 長内委員長 姥屋敷地区の水源保護に対しての具体的な考え方が示されましたが、これに起因して第2条の特定項目以外でも、汚染の恐れがある場合には村長が阻止できる。あらゆるものに対して出来る規定を付記すれば、村が土地を買わなくても済むのではないか。
- 及川部長 物質の配水汚染物質地域限定であるが、ある程度地域を限定して取得する。汚染物質とか特定事業者となりますと全地域が取得になりますが、地域指定の水源区域の涵養が主体での考えで取得したいと考えております。
- 長内委員長 水源枯渇防止の関係ですが、地下水の汲み上げで影響を受ける影響圏は通常は500メートルくらいである。宮古市では1キロの考えがある。水源保護区域の範囲がどういう範囲になっていくのかによりますが、A地域B地域などがあると思うが範囲の考え方は、どう考えているのか。
- 及川部長 宮古市は1キロで平坦地であるが、岩手山周辺は火山の関係で傾斜地に耐水層がある考え方から、概ねの考えですが村で想定している取水地点より上の方に出て来ている、下については傾斜地ですから宮古のように水平であれば下流も必要であります。考えは耐水層事態が岩手山の噴火したもの勾配が岩盤層であることから、概ね取水地点より上を基本的に考えている。
- 長内委員長 他に質疑ありませんか。
- 委員一同 なし
- 長内委員長 これをもって質疑を終結いたします。

【暫時休憩 11:05～11:15】

【討論】

【なし】

・採決 賛成者挙手により採決を行った結果、賛成全員で可決と決した。(11:17)

5 協議事項

(1) 所管事務調査報告書について

- 長内委員長 所管事務調査報告書につきましては、みなさまから提出いただきました所管事務調査報告書により纏めて見ましたので事務局より説明願います。
- 事務局 当委員会での調査事項は、「下水道関係の現状と今後について」と「公共交通について」でした。調査期間が5月27日と7月15日と7月21日～23日の長期での調査でありました。このことから、調査の概要を順次掲載の後に「下水道関係の現状と今後について」と「公共交通について」の考察を掲載する変則的な調査報告書となっておりますことを了承願います。
- 長内委員長 昨日、調査報告書の案を委員各位に配布しておりましたので、表紙を含め全17ページですが校正並びに意見等ありましたらお受けします。
- 委員一同 校正を実施する。

長内委員長 修正後に再度配布しますので確認願います。
委員一同 【異議なし】
長内委員長 そのように決定いたします。

(2) 閉会中の継続調査について

長内委員長 議員任期の関係などから12月議会までの継続調査になるかと思いますが、閉会中の継続調査事項についてご意見を願います。

本来であれば、本委員会に付託されました「水道水源保護条例を制定」は委員長としては現地を調査してからの審査であれば良かったとの思いもありましたが。

武田委員 タイミング的に今回、水道水源保護条例も出たことから水道水源関係も確認の意味からも良いのでは。

長内委員長 調査の延長として、水道関係としたいと思います。水道事業と間口を広げても調査期間もありますので「水道水源の現状について」などに絞りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員一同 【異議なし】

6 その他

長内委員長 その他何かありますか。

委員一同 なし

長内委員長 事務局何かありますか。

事務局 ごございません。

長内委員長 それでは以上を持ちまして本日の委員会を終了します。

【終了11時55分】